

別表1（第7条関係）

号	基準
1号	市内において生産されたものであること。 ・市内の原材料を用いて、市外において製造・加工等の工程を行ったものは2号となる。
2号	市内においてお礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 ・当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定以上上回る割合が当該原材料によるものであること。
3号	市内においてお礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ・当該工程を経て完成した当該お礼品のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること。 ・なお、次の例は、実質的な変更を加える加工、製造に該当しない。 ①輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水 ⑥仕分け 漬けその他これらに類する操作 ⑦製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること ②単なる切断 ③選別 ④瓶、箱その他これらに類する包装容器に ⑧単なる混合 詰めること ⑨単なる部分品の組立て及びセット ⑤改装 ⑩にすること
3号イ 熟成肉 精米	上記3号に係る工程が食肉の熟成又は玄米の精白の場合には、熊本県内において生産された食肉及び玄米を原材料とするもの。
3号ロ 企画 立案	市内において製品の企画立案その他の当該製品に係る実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が市内で生じている旨の証明がなされたもの。
4号	お礼品を提供する市内において生産されたものであって、近隣の他市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から本市独自のお礼品であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当するお礼品と当該お礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該お礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
7号	市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市内に相当程度関連性のあるものであること。 ・本市を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、該当しない。 ・市外の飲食店において、市内で生産された野菜や肉、魚等をふんだんに使ったメニューを提供する場合は該当する。
7号の 2	市内に所在する宿泊施設であって、熊本県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、熊本県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものは除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の 3イ	市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないものうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの。
7号の 3ロ	市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないものうち、特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する熊本県内の地方団体により提供されるもの。
7号の 4	市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	本市が近隣の他市町と共同でこれらの市町区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通のお礼品とするものであること。
8号ロ	熊本県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において前各号のいずれかに該当するものを熊本県及び当該市町村の共通のお礼品とするものであること。
8号ハ	熊本県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれお礼品とするものであること。 ・認定お礼品：馬肉、あか牛、天草大王、くまもと黒毛和牛
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当するお礼品を提供することができなくなった場合において、当該お礼品を代替するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当するお礼品とのみ交換させるために提供するものであること。